

令和2年4月17日

事業者の皆様へ

川崎市長 福田 紀彦

緊急事態宣言下における保育所等への登園自粛の要請について（依頼）

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を更に推進し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」により運営するものとなりました。

つきましては、事業者の皆様に応じのとおり御理解と御協力をお願いします。

本市の保育所等を利用されている保護者の皆様には、仕事を休んで家にいることが可能な場合は、園児の登園を控えるよう要請しているとともに、神奈川県からは「県民の外出の自粛」が強く要請されております。

したがって、事業者の皆様におかれましては、保育所等を利用する保護者である従業員の皆様が、在宅勤務や自宅待機など、この要請に沿った行動ができるよう特段の御配慮をお願いします。

【問合せ先】

（認可保育所に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

（地域型保育事業、川崎認定保育所、おなかま保育室に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

（公立保育園に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

（認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179